

機関番号：34419

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730055

研究課題名（和文）

人権条約を通じた私法規範の形成

研究課題名（英文）

The Formation of Private Law Norms through Conventions on Human Rights

研究代表者

福田 健太郎（FUKUTA KENTARO）

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：00451477

研究成果の概要（和文）：

債務法が徐々に人権条約に従わなければならなくなっていることは多くの論者によって述べられていることであるし、フランスの国内裁判所によっても実践されている。現時点において、ヨーロッパ人権条約がフランス私法領域における法源としての地位を獲得していることにもはや疑いの余地はない。もっとも、ヨーロッパ人権条約 14 条の平等原則に関しては、少なくとも破毀院のレベルにおいては私人間の問題を解決する原理として機能していない。

研究成果の概要（英文）：

It is stated by many scholars that the law of obligations has been becoming subject to the norms of the European convention on human rights, and the national courts in France tend to give judgments according to those norms. At present, it is no doubt that the European convention on human rights has acquired the status of the source of law in the sphere of the French private law. However, as to the principle of equality provided in article 14 of the European convention on human rights, it doesn't work as the standard to solve the litigations between private persons, at least in the court of cassation.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：人権条約、民法

## 1. 研究開始当初の背景

従来、フランスにおいて民法典は特別な地位を有し、その解釈にあたって他の法領域から干渉されるということはなかった。しかしながら、近年では、ヨーロッパ人権条約をめぐる実務での動きによって状況が一変している。すなわち、フランスの民法学はヨーロ

ッパ人権条約によって大きな影響を受けているのである。

ところが、このようなフランスの事情を民法学の視点から日本に紹介する者は多くなかった。それゆえ、かかる現象を事実として日本に紹介するだけでも民法学に対する大きなインパクトになりうると考えた。

わが国においても、民法の解釈については公法など民法以外の領域から干渉されるべきものではないという考えが伝統的に強かったが、近年、憲法との関係を重視する論者による問題提起によってこの状況が変わりつつある。民法の解釈と構成が、憲法秩序による正当性の検証にさらされるようになってきているのである。そして、憲法が国法体系の頂点に位置していることを考えると、近時の動向の正当性は積極的に評価されるべきものである。しかし、そこにおいても、なお以下の各点が今後検討されるべき課題として残されているように思われた。

まず、近時の指導的民法学者によってなされているのは、ドイツの議論に範を求めそれを応用する形でなされているところの、憲法と民法という視点に立脚した議論である。そして、このことの正当性に疑問を投げかけるつもりは毛頭ない。しかし、国法体系上民法の上位に位置するのは憲法のみではない。民法の上位規範として条約が存在することも忘れてはならない。現に、下級審裁判例においては、私人間の紛争について人権条約を援用して救済を求める主張がなされている。これらの事件について、民法学の視点からの検討はまだ十分になされていないのが現状であるが、上位規範による統制という観点からも、積極的な議論が待たれるところである。

次に、憲法と民法という視点から議論を展開する論者は、基本的にドイツの議論を参考にしている。しかし、ドイツ法および他のドイツ語圏の議論だけでは十分とはいえない。ドイツ以外の国の議論も参考にされてしかるべきである。

これらの点に鑑みると、人権条約と民法をめぐるフランスの法状況・ヨーロッパ人権裁判所の判例理論に着目することは、日本の民法学の内容を充実させるために十分意義があると考えた。

本研究はこのような事情を背景にしたものである。

## 2. 研究の目的

フランスにおいて、ヨーロッパ人権条約が私法領域に介入してきているという現象面での指摘は、わが国でもなされるようになったが、そのことによってどのような新しい私法規範が形成されるのかということについては未だ十分な検討がなされていない。本研究は、この問題に関する総合的考察のための第一歩として、フランスの判例・学説の動向とヨーロッパ人権裁判所の判例を分析し、現時点におけるフランスの法状況の一端を明らかにすることを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

2008年度の研究方法は次のとおりである。すなわち、ヨーロッパ人権条約を援用し私人間の紛争を解決するフランスの国内裁判所の姿勢について、これらの判決とこの問題に関する近時の文献を精読し、なぜ私人間領域の紛争解決のためにヨーロッパ人権条約を用いる必要があったのか、その背景にはどのような狙いがあるのか、また学説はこれらの判決に対してどのような反応を示しているのか（ヨーロッパ人権条約が契約法領域に介入してきたことによって民法理論が変容してきていると捉えているのか、それとも、単なる一過性の現象に過ぎないと考えているのか、はたまた特に意識的に議論していないのか等）、ということを探査することを目指した。

2009年度は、2008年度の研究において更なる検討が必要であると感じた部分について検討を行うことを目指した。本研究は、前述のとおり、フランスの判例・学説の動向とヨーロッパ人権裁判所の判例を分析し、ヨーロッパ人権条約と民法をめぐる、現時点におけるフランスの法状況の一端を明らかにすることであるが、2008年度の作業では、フランスの国内裁判所の判例法理の分析に多くの時間が割かれたため、ヨーロッパ人権裁判所の判例法理の分析が不十分であった。しかし、フランスの国内裁判所の判例法理を正確に理解するためには、ヨーロッパ人権裁判所の判例法理を確認することが不可欠であり、その意味でも、ヨーロッパ人権裁判所の判例の分析にも時間を割きたいと考えた。

ところが、この点で大きな壁にぶつかり、研究対象の再設定を迫られることになった。そこで、研究対象を国内裁判所の判例に設定し直し、これまでとは別の観点から分析を行うことにした。そのような中、フランスの国内裁判所が平等原則を定めたヨーロッパ人権条約14条を適用するケースと同条の適用を排除するケースが散見されることに気付いた。これらを分析すれば、破毀院が平等原則というものをどのように考えているのかということを読み解くことができるのではないかと考えた。

そこで、2010年度は、破毀院のヨーロッパ人権条約14条に対する態度を明らかにすべく、実際に下された判例を分析することにした。具体的には、ヨーロッパ人権条約14条を適用した判例と適用を排除した判例とを見比べることで、判断が異なった原因はどこにあるのか、そして、その原因は国内裁判所におけるヨーロッパ人権条約の適用という問題に特有のものなのか（平等原則を定める他の条約の適用が問題となる場合に同様の結論に至るのか）、といったことについて考

察することを試みた。もとより、14条の適用が問題となる判例は社会保障法領域のものが多く、家族法領域のものを中心に民法法領域のものも見受けられるため、本研究のテーマから大きく外れることにはならないと判断した。

#### 4. 研究成果

1990年代以降、フランスにおいてヨーロッパ人権条約が私法の領域に大きな影響を与えるようになってきていることについては既に指摘されている。契約法もその例外ではなく、1996年には破毀院第3民事部が、フランスの私法系統の最上級審として初めて、私人間の紛争解決にヨーロッパ人権条約を援用する手法を採用した。1999年には、破毀院社会部も、判決文中でヨーロッパ人権条約に言及する判決を下すに至っている。この2件の判決は、契約法に対してヨーロッパ人権条約が影響を及ぼしている例として、種々のテーズのみならず債務法の概説書においても紹介されている。

もっとも、これら2件の判決のみをもって、あたかも破毀院の態度が固まっているかのように判断するのは危険であり、破毀院の動向を正確に把握するためにも、前述の2判決以降の動きをフォローすることにした。その結果、次のような判決の存在を確認することができた。

例えば、契約者は商人組合に加入しなければならない旨の賃貸借契約条項について、破毀院第3民事部は、「ヨーロッパ人権条約11条、1901年7月1日の法律4条に照らすと、すべての者は平和的な集会の自由および結社の自由を有し、そこには、自らの利益を守るために、他者と組合を結成しそれに加入する権利も含まれる。これらの権利の行使は、法律によって定められている制約で、国家の安全、公共の安全、秩序維持、犯罪防止、保健衛生や道徳の保護、他者の権利・自由の保護のために、民主主義社会において必要な措置を構成する制約以外の制約の対象とはなりえない。現在の条文は、正当な制約が、軍や警察あるいは行政によって、権利行使に課されることを禁止していない。期間の定めなく加わった結社のあらゆる構成員は、支払期日の来た分担金を支払った後は、反対の条項があったとしても、いつでも脱退することができる。商人組合に加入し賃貸借契約の期間中そこに加入し続けることを賃借人に義務づける商事賃貸借条項は絶対的無効の瑕疵を帯びている。」と述べ、ヨーロッパ人権条約の条項を判決の基礎にして、当該条項の有効性を否定した。

仕事のために会社から自由な使用を認められていた機器を個人的な目的のために使用したことを理由とする解雇については、社

会部が、ヨーロッパ人権条約8条等に照らして、「労働者は、労働している時間および場所においてさえ、私生活の尊重を受ける権利を有している。ここでの私生活とは、特に通信の秘密を意味する。従って、使用者はこの基本的自由を侵害することなく、労働者から発せられ受け取った個人的メッセージを、仕事のために使うことを認めている情報機器を通じて知ることはできない。そして、これは、使用者がコンピュータの仕事外での使用を禁止していた場合でも妥当する。」と述べた。

また、プライバシー侵害のケースにおいては、破毀院第1民事部が、「私生活の尊重を受ける権利と表現の自由に対する権利は、ヨーロッパ人権条約8条、10条、民法典9条に照らして、同じ規範的価値を有しており、判事に、それらの均衡を探究するよう義務づけるか、場合によっては、最も正当な利益を最も保護する解決法を出すよう義務づける。控訴院は、夏の連続小説という形で申立人の私生活を侵害する要素の暴露は、公的情報の正当な必要性に応えたのではなく単に読者の楽しみに応えたものとして不法であり、たとえA夫妻と子どもの失踪が活字メディアやラジオ・テレビで沢山報道されていたとしても、法廷で審理されている事件についてコメントするジャーナリストや作家の権利に属するものではない。」という判断を下している。

賃貸借契約の事案において、破毀院はヨーロッパ人権条約の条項を援用して、特定の契約条項が無効であることを示したわけであるが、ヨーロッパ人権条約を援用して全く別の結論に至る判例もあることには注意しなければならない。破毀院第1民事部2005年6月21日判決がそれであるが、そこでは、「ヨーロッパ人権条約9条に規定されているように、そして、ヨーロッパ人権裁判所によって解釈されているように、宗教を自由に表明する権利は絶対的なものではない」という形で、ヨーロッパ人権条約が基本権制約の正当化理由として援用されているのである。この点については、破毀院第3民事部2002年12月18日判決も、「賃借人の宗教的信念に基づく上記の実践は、明示的な合意がない限り、賃貸借契約の領域に入ってこないものであり、賃借人に対していかなる特別な義務をも生じさせるものではない」と述べているところである。

なお、ヨーロッパ人権条約を援用しているからといって、そうでない判決と比べて、結論が異なるわけではないということも指摘しておく必要がある。例えば、信教の自由に対する厳格な姿勢は、破毀院第3民事部2006年6月8日判決によっても確認されているが、そこでは、ヨーロッパ人権条約に特に言及す

ることなく、アパートマンの共同所有規程の条項が、信教の自由に対して優越することが承認されている。

労働契約をめぐる判決で注目されるのは、労働法典の存在があるためか、労働者の権利制約はどのような場合に許容されるのかということが比較的詳細に説明されているという点である。例えば、破毀院社会部 2002 年 11 月 26 日判決は、「労働者の活動を監視するための使用者の尾行は、それが、比例性に照らして、使用者の正当な利益によって正当化できない労働者の私生活侵害と必然的に結びつく以上、不法な証明手段となる」と述べているし、破毀院社会部 2005 年 5 月 17 日判決も、「特定の危険または事件の場合を除いては、使用者は、労働者がいる場合あるいは正式に求められた場合にしか、自由に使えるコンピュータのハードディスク上に労働者によって個人的な内容をもつものとして作られたファイルを開くことはできない」と判示している。これらの判決においては、会社の正当な利益と労働者の正当な利益を比較衡量するという姿勢が貫徹されているのである。一方の利益だけに条約上の権利性を認め、それを無条件に他の利益に優先させるという手法はとられていない。

不法行為に関する破毀院判決は、表現の自由とプライバシー等の調整に関するものであるが、当事者の利益の調整に注意を払っている点が注目される。すなわち、破毀院第 1 民事部 2003 年 7 月 9 日判決は、「私生活の尊重を受ける権利と表現の自由に対する権利は、ヨーロッパ人権条約 8 条、10 条、民法典 9 条に照らして、同じ規範的価値を有しており、判事に、それらの均衡を探究するよう義務づけるか、場合によっては、最も正当な利益を最も保護する解決法を出すよう義務づける」とし、表現の自由と私生活尊重の権利がいずれもヨーロッパ人権条約で保障される権利であることを確認し、両者は同じ規範的価値を有しているということを強調したうえで、それらの権利の制約にあたっては、両者の利益を衡量した上で正当な均衡が確保される必要があるという結論を導いているのである。

債務法が徐々に人権条約に従わなければならないようになってきていることは多くの論者によって述べられていることであるし、フランスの国内裁判所によっても実践されていることである。「ヨーロッパ人権条約に言及した破毀院の民事判例は非常に多いので、それらは今後明らかに公式の体系的整理の対象になるだろう」という趣旨のことを述べる論者もあり、現時点において、ヨーロッパ人権条約が私法領域における法源としての地位を獲得していることにもはや疑いの余地はなくなっている。もっとも、その具体的な

適用法理については更なる分析が必要である。

ところで、破毀院によって援用されるヨーロッパ人権条約の条項には平等原則に関するものもある。平等原則に関するヨーロッパ人権条約 14 条を援用するものとして、2004 年 4 月 16 日の大法廷判決がある。家族手当に関するケースであるが、大法廷は、社会保障法典の規定によると、未成年の子どもと合法的にフランスに居住している外国人は、法律上当然に家族給付を受けることができるのであるから、控訴院は、ヨーロッパ人権条約 8 条、14 条の要請に合致した上記法文の解釈により正確に結論を導いた、と述べた。

しかし、この問題をめぐっては、14 条違反を認定しないケースも多い。例えば、国籍確認に関するケースにおいて、破毀院は、「国籍に関する法律を適用して国家が国籍を決定することは、ヨーロッパ人権条約 14 条の意味においても、差別を構成しない」と述べているのである。

どのような場合に 14 条違反が認められないのかということ、裏を返せば、どのような場合に異なる取扱いが正当化されるのかということであるが、用いられた手段と探求された目的との間に比例的な関係がある場合や異なる取り扱いに正当な目的がある場合に、別異の取扱いが正当化されていることを確認することができた。平等原則の具体的な適用を考える際に参考になるように思われる。

とはいえ、破毀院において扱われているのは法律の規定や国家の行為がヨーロッパ人権条約の平等原則に違反しているかいないかという問題であり、上記で指摘した破毀院の規準は、純粋な私人間の問題についてヨーロッパ人権条約が破毀院でどのように扱われているのかという問題に解答を与えるものではない。

従って、分析の対象は、破毀院以外の機関、とりわけ HALDE のような司法裁判所以外の機関に移ることになる。これについては、今後の課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- ① 福田健太郎、ヨーロッパ人権条約をめぐる近時破毀院判例の動向、人文社会論叢社会科学編 (弘前大学)、査読無、22 号、2009、127-143

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

福田 健太郎 (FUKUTA KENTARO)

近畿大学・法学部・准教授  
研究者番号：00451477

(2)研究分担者  
なし ( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
なし ( )

研究者番号：